

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1.サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

### 【個別項目：IT実装支援】

共通EDIの構築支援、データ連携の推進、IT人材の育成、セキュリティ対策支援等を通じ、サプライチェーン全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。

## 2.「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行い、労務費を含めた適正なコストを踏まえて十分に協議し、下請事業者の労働環境改善につながるよう配慮します。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を踏まえ、以下のような方針で取り組みます：

- ・ 見積依頼時に労務費項目の明示を求め、内容に基づく協議を実施
- ・ 労務費上昇時には、その増加分を反映した価格改定の検討を行う
- ・ 契約書・仕様書への明示、協議記録の保存を徹底

原材料費やエネルギーコスト高騰が発生した場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、価格交渉においてその前提で対応します。

## ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払い、やむを得ず手形等を使用する場合は、支払サイトを60日以内とし、割引料は負担させません。

## ③知的財産・ノウハウの取扱い

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せの防止

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 【その他の取組】

- 労務費・原価の適切な転嫁を全サプライチェーンへ促す情報発信を実施
- 取引先満足度調査の実施と成果のフィードバック
- 可能な限り現金払い・電子記録債権の活用を進め、手形の廃止に向けて取り組みます

2025年7月24日

カイト株式会社

代表取締役 後藤 崇